

令和6年1月5日

県内における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る「野鳥監視重点区域」
の指定解除について

茨城県那珂市ほか1市における2例の高病原性鳥インフルエンザ発生を受け、環境省が「野鳥監視重点区域」を指定し野鳥の監視を強化してきたところですが、当該区域内で新たな発生事例等は確認されなかったため、1月4日24時に当該区域の指定が解除されました。

1. 対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、最高レベルとなる「対応レベル3」のままであることから、野鳥の監視を引き続き強化します。

2. 経過等

【今シーズンの県内における鳥インフルエンザ発生状況】のとおりに

※環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除されます。

- ・野鳥及び飼養鳥の場合は最後の感染確認個体の回収日の次の日
- ・家きんの場合は防疫措置完了日の次の日
- ・環境試料（糞便、水等）の場合は採取日の次の日

なお、野鳥監視重点区域内において別事例の発生が確認された場合は、原則として区域内で発生した最後の事例が解除されるときに同時に解除されます。

【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

環境省HP (https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

県環境政策課HP (<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/shibo.html>)

【今シーズンの全国での高病原性鳥インフルエンザ発生状況】（1月5日15時 環境省更新 現在）

- ・野鳥：1都1道1府19県 83件 ※うち本県1件
- ・飼養鳥：2県 2件
- ・家きん：6県 6件 ※うち本県1件

【今シーズンの県内における鳥インフルエンザ発生状況】

- ・野鳥

	回収地点 (市町村)	回収日	簡易検査 結果判明日	遺伝子検査状況	野鳥監視重点 区域指定日	野鳥監視重点 区域解除日
1例目	那珂市	12/7	12/7 簡易陰性	12/11 A型鳥インフルエンザ陽性 12/13 H5亜型高病原性	12/11	1/4

- ・家きん

	発生地点 (市町村)	簡易検査 結果判明日	遺伝子検査による 疑似患畜確定日	防疫措置完了日	野鳥監視重点 区域指定日	野鳥監視重点 区域解除日
1例目	笠間市	11/26 簡易陽性	11/27	11/30	11/27	1/4